



# 行政書士ADRセンター東京

2019年1月15日

行政書士ADRセンター東京

## 『ペットトラブルシンポジウム』 ～ ペット医療を巡るトラブルをADRで解決！～ (後援 法務省、東京都、目黒区) 開催のお知らせ

東京都内のトラブル解決をサポートする「行政書士ADRセンター東京」では、平成31年3月17日(日)行政書士会館地下講堂において、ペット医療を巡って起こるさまざまなトラブルの予防策や解決方法を考えるイベント『ペットトラブルシンポジウム』～ ペット医療を巡るトラブルをADRで解決！～を開催いたします。

行政書士ADRセンター東京では、「自転車事故」、「愛護動物(ペット)」、「賃貸住宅の敷金返還・原状回復」、「外国人の職場環境・教育環境」の4分野におけるトラブルの調停を行っております。

ペットを巡るトラブルは年々増加傾向にあると言われており、中でもここ数年訴訟件数が特に多いと言われているのが医療を巡るトラブルです。ペットの医療を巡るトラブルにおいては、飼い主側には専門知識がなく状況が理解しきれないままに不満を抱えるケースもあれば、病院側では飼い主の過度な期待や要求への対応に困っているケースもあると考えます。

そこで、愛護動物の調停を行う行政書士ADRセンター東京では、ペット医療を巡るトラブルの現実や、トラブルを未然に防ぐ方法を一緒に考えるため、このシンポジウムを開催いたします。

前半は、ペット医療を巡るトラブルに関する専門家たちが、トラブルの実態、予防策、解決方法などについてパネルディスカッションを行います。後半は、ペット医療を巡るトラブルをテーマにした模擬調停を行います。

このシンポジウムは毎年ご好評をいただいているもので、第6回となる今回は命あるものであるからこそ起こるペット医療を巡るトラブルをテーマに開催いたします。トラブルの解決には、「調停(話し合い)」という方法もあることや、対話促進型調停であれば円満な紛争解決が目指せることを、多くの方々に知っていただきたいと考えています。

### 【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京(センター長 光永 謙太郎)

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

TEL:03-5489-7441(受付時間 火・木・土曜日 10:00~16:00) FAX:03-5456-6839

広報担当 山本

※受付時間以外は、留守番電話にメッセージを残していただけましたら、折り返しのご連絡をさせていただきます。



# 行政書士ADRセンター東京

## 『第6回 ペットトラブルシンポジウム』

### ～ペット医療を巡るトラブルをADRで解決！～ 概要

#### ◇開催日時

平成31年3月17日（日）13時30分～16時00分（受付：13時00分～）

#### ◇会場

東京都行政書士会 行政書士会館 地下講堂（東京都目黒区青葉台3-1-6）

#### ◇参加費

無料

#### ◇詳細

##### □第1部：専門家たちによるパネルディスカッション

ペット医療を巡るトラブルに関する専門家たちによる、トラブルを未然に防ぐ方法や解決策を一緒に考える、パネルディスカッションを行います。

##### 【パネリスト】

東京都産業労働局 農林水産部食料安全課 獣医事担当 課長代理 長田 典子 様

日本動物医療センター 副院長・獣医師 富田 夏子 様

弁護士・司法書士・ペット法学会会員 渋谷 寛 様

##### 【ファシリテーター】

行政書士ADRセンター東京 センター長 光永 謙太郎

##### □第2部：ペット医療を巡るトラブルをテーマにした「模擬調停」

行政書士ADRセンター東京の調停人たちが、ペット医療を巡るトラブルを題材に、模擬調停を行います。

#### ◇ご予約

電話またはH. P. よりお申込み下さい。

詳しくは、ホームページをご覧ください。<https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>

#### 行政書士ADRセンター東京とは

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している調停実施機関です。